

# 清代直隸省の治水政策

——乾隆前期の子牙河治水を中心として——

黨 武 彦

はじめに

一 子牙河の概要

(1) 河川の概要

(2) 子牙河の性格

二 清代の子牙河治水

(1) 制度

(2) 乾隆期の子牙河治水政策の展開

おわりに

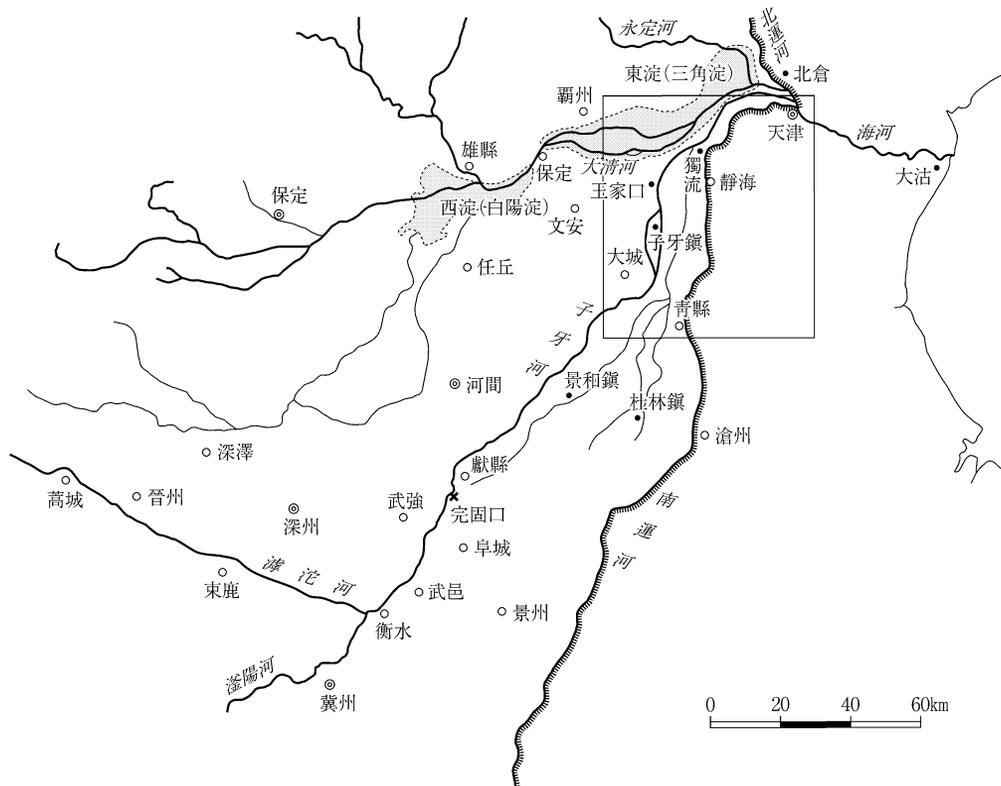
はじめに

清代において首都がおかれたゆえに「畿輔」とされた直隸省には、雍正期から乾隆期にかけて、社會の安定と豊かな財政状況のなかで清朝の餘力が十分に投下され、社會資本の整備が急速に進んだ。例えば、明代においては永定河の治水は事實上放置されていたが、清代の康熙期中葉に初めて堤防建設がされた後、雍正期には精緻な治水システムが形成され、

さらに乾隆初期にはそのシステムの適切な運用がなされた<sup>(1)</sup>。また、雍正・乾隆期には營田策を中心とした畿輔水利事業が行われたが、この事業は、華北自給による江南の負擔軽減という目的ではなく、むしろ清朝の帝國體制の經濟的根幹を支える「南糧北調體制」の安定下、もっぱら直隸省の民生安定・農業生産力向上といった、再開發の視點から進められた<sup>(2)</sup>。

近年、明清期の畿輔地域の治水・水利の問題については、森田明氏、田口宏二朗氏が検討されており、研究は進展しつつある。本稿はこれらの成果を繼承し、具體的には乾隆前期（乾隆三十年前後まで）の清代の子牙河水系の治水・水利の問題に焦點をあてることにより、清代直隸省における行政と社會の連關、およびその特質を、現實に行われた治水・水利行政の展開から見る、という筆者のこれまでの課題をさらに進めようとするものである<sup>(4)</sup>。

本稿ではさらにもう一つの課題を設定したい。それは清朝の治水・水利をめぐる政治過程をみることによって、清朝の政策過程および權力過程の特質を明らかにすることである<sup>(5)</sup>。筆者はこれまでの論考において、貨幣などの「經濟」的事象として一般にはみなされる素材を扱いながら、實際には政策的側面・行政手続的な側面からの分析に比重をおいてきた。本稿でもやはり政策史的視點を強調するが、特に以下の二點に着目したい。それは、①長期的な政策の變化と②政策決定過程に現れるパターンである。①については、經濟的な背景や社會思想との連關の中で治水政策がどのように變化したのかを實證するのが具體的な作業となる。②については、本稿では皇帝を頂點とした官僚制のヒエラルキーの中で、清朝の治水・水利の政策決定がいかなさされていったのかということを実證していくことになる。具體的な政策からパターンを分析することは、『則例』などの政書類による靜態分析では見えにくい制度の動態を明らかにするために有効な作業であると考える。



地圖 1 直隸省中部河川地圖

(譚其驤主編『中國歷史地圖集』第八冊，方觀承『畿輔義倉圖』參照)

## 一 子牙河の概要

### (1) 河川の概要

本章ではまず子牙河の概要を押さえることにしたい。

子牙河は直隸省の五大河川（永定河・南運河・北運河・大清河および子牙河）の一つである。狹義には滹沱河と滏陽河という二つの河川の合流地點より下流をいう。滹沱河は太行山脈中の山西省繁峙縣に源を發し、五臺山の山麓を一巡して直隸省正定府に入る。その後正定府城の南を通り、東鹿縣・深州を經過して冀州附近で滏陽河と合流する。支流は少ない。一方、滏陽河は數多くの支流からなる。滏陽河本流とされる河川は廣平府磁州に發し、邯鄲縣等を経て順德府任縣の大陸澤という遊水池の東を通り、大陸澤からである鷄爪河と合流し、趙州直隸州寧晉縣にあるやはり遊水池の寧晉泊の東を通り、寧晉泊からである滹沱河と合流、そして滹沱河と合流する。合流後は、北流して天津に至り北運河から海河に合流し、渤海灣に注ぐ。<sup>(7)</sup>

子牙河は流路の變化が多く、地圖における河道確定は難しい作業ではあるが、主として方觀承『畿輔義倉圖』（乾隆十八年刊）に基づくものを乾隆前期の子牙河流域圖として代表させることとしたい。（地圖1参照）

地圖によって明らかなように、直隸省中南部の非常に多くの州縣がこの河川系に關わる。

### (2) 子牙河の性格

清代直隸省の治水の性格を規定する河川の性質の共通の問題については、すでに拙論を含め先行研究が多く言及しているので屋下に屋を架すことはしない。要約すれば、河道が太行山脈東麓の扇狀地から河北平原に出る際に河床勾配が急激

(表) 子牙河職官表

官名	管轄（子牙河に関するもののみ）	備考
分巡清河道	藏家橋以上の滹沱河の河道・堤工、轄廳一	雍正十一年より保定・正定府の河務を管轄
正定府通判	冀州・深州・東鹿縣の滹沱河河道	
天津道	藏家橋以下の子牙河の河道・堤工、轄廳二・汎六	
河間府河捕同知 獻縣主簿  河間縣縣丞 景河鎮巡檢	獻縣・河間縣の河道、縣丞・主簿・巡檢に分轄 藏家橋以上の東岸三十五里および西岸三十七里、 藏家橋以下鄧家馬坊まで東岸四十一里、西岩三十九里 子牙河西岸獻縣蓋家莊から大城縣烟村の六十六里 子牙河東岸獻縣蓋家莊から大城縣烟村の六十六里	乾隆六年まで兩岸を管轄 乾隆六年設置
子牙河通判 霸州州同 大城縣縣丞 西汎把總	經管子牙河河道、州同・縣丞・把總を管轄 子牙河西岸の千里長堤・廣安橫堤、東岸の南大堤 子牙河西岸の千里長堤、格淀大堤 子牙正河、格淀大堤、格大堤	
大名道	順德・廣平府屬の滏陽河河道堤工	
廣平府管河同知	府屬の滏陽河河道	
順德府管河同知	府屬の滏陽河、隆平・寧晉地方南北二泊の各河道	

出典：王如鑑『畿輔河防備考』卷四，子牙河，官汎

に小さくなること、また、海河水系の河川のほとんど全てが天津一個所に集中すること、この二點となる。扇状地河川は一般に土砂含有量が多く、天井川となりやすい。また洪水時には急流となり、堤防内に溢水し多大の被害をもたらす。子牙河もこのような性格を持つ河川であり、「子牙河は滏陽河・滹沱河の downstream で、泥砂を多く含み、堆砂しやすい」という記述はその典型的なものであるが、實はこのことは主として滹沱河の問題である。以下に滹沱河に關する同時代の認識について列記する。

・滹沱河は、源は遠く流域は長い。獨行して海に流れ、堤防の決壊や土砂の堆積がおこりやすい。河道・河流の變化が多く、古くからそのことを患いとしている。（奏摺<sup>(10)</sup>）

・（滹沱河の）直隸地方の流域は七七六里であり、その河道・河流の變化が多い。（同治『靈壽縣志』卷一地理）

・滹沱河は山西繁峙に源を發する。あるときは南流しあるときは北流するなど、その河道・河流の變化が常に生ずる狀況である。（道光『深州直隸州志』卷一、

・滹沱河は吾が邑においては、小舟運航の利はあるが、常に氾濫潰決の害を受ける。思うに太行山脈以東は、地勢により水勢は湍急となり、にもかかわらず水量調節の役割をもつ湖泊が無く、流路を限定する山脈が無い。よって泥沙が沈澱し河道は土砂堆積しやすく、破岸決堤しやすいは自然の理である。(民國『藁城縣郷土地理』滹沱河後)

・滹沱河の水の性質は横溢暴漲で、泛濫・積貯・淤沙の三つの害がある。(光緒『東鹿縣志』卷一、河渠)

・子牙河の上游は、一つは滏陽河、一つは滹沱河である。滏陽河は……寧晉泊以上の滏水の経過する各縣は、流れを引いて稻を種えており、等しく河の潤いにあずかっているが、水が臧家橋を過ぎると地勢は南高北下となり、滹沱の湍悍の流れによりその勢いは遏めることができない。滹沱沿河の各處は、しばしば洪水にみまわれる。(『直隸河防輯

要』第四章直隸河防總論、第一節各河水系、四子牙河)

共通して指摘されているのは、土砂の堆積により流路が安定しておらず、洪水や溢水による被害が大きいというものである。もう一方の上流河川である滏陽河は寧晉泊等の巨大な遊水池のためか、「滏水には利益があり、滹沱河が河道・河流の變化が常態で患いをなすこととは異なる<sup>(11)</sup>」とする。

ただし、河川氾濫が被害のみをもたらすわけではない。諸史料に多く言及される「一水一麥の地」という表現にみえるように、水害ののちに水が運んできた肥沃な土砂が次年の豊作を準備するという認識は、特に積極的治水政策を抑制する主要な根拠となる。<sup>(12)</sup>

さて、以上は河川それ自體の性格についてであったが、子牙河に關する史料の記述において特徴的なのは、その交通路としての機能への言及である。

・冀州屬の衡水縣城の西には滹沱・滏陽二河の合流地點があり、天津から順德・廣平・大名各府に至る米・鹽の運道は(ことごとく)ここに達している。(奏摺<sup>(13)</sup>)

・滏陽河は直隸磁州より冀州・寧晉等を通過して天津に直達する。客貨・民船は絡繹として絶えることなく、長蘆商人冀州寧晉等の三十四州縣の引鹽を行運するにあたっては、皆なこの河によって各處に運び鹽を販賣している。歴來において舟楫の流通にまったく阻滯はない。(奏摺<sup>(14)</sup>)

・滹沱は、夏秋の間は、小舟により天津に達することができ、河道・河流の變化が多く、堅橋を設けることは困難である。實に我が邑の南北往來の妨げとなっている。(民國『藁城縣鄉土地理』交通)

・滏陽河は我が縣唯一の水路で、……獻縣に至って滹沱河と合流し子牙河となり、天津に直達する。彭城の瓷器、西佐や峯峯の石炭はここから多く移出され、雜貨等の逆流してくるものも多い。(民國『磁縣縣志』第十一章、第三節、水路)

・子牙河本支各流は、俱に舟楫を通ず。上行の船隻は多く雜貨を載せ、下行の船隻は多く滏陽河からくる磁器・棉花・山貨・皮毛、及び滹沱河からくる棉花等を載せている。(民國二十年『天津誌略』第十一章水路、第一節河道、(四)子牙河)

以上の記述から、特に滏陽河から子牙河を通じ天津に至る河道が交通路としての機能を有していたことは明らかである。具體的物流品が多く言及されるのは十九世紀後半以降の地方志の記述であり、特に棉花を天津に輸送する経路であったということはよく知られているが、乾隆期<sup>(15)</sup>において言及されるのは米穀輸送および長蘆鹽の行鹽路としてのものである。このうち、特に後者の長蘆鹽の輸送の問題は後で検討する乾隆期の治水政策と大きく關わる。直隸省五代河のなかでは、南運河・北運河も當然交通路としての機能を果たしていたのであるが、「南糧北調」という帝國全體の問題と關わるものがあり、その政策は直隸地方に限定されない。子牙河はその役割が直隸省地域に限定される點で運河とは異なり、また、交通路としての機能を全く持っていない永定河とも、大きな對照をなしている。この物資輸送に關わる交通の問題と農業・居住地等の生産安定の問題という二つの問題をどう矛盾することなく地方レベルで解決していくかということが子牙河に

かわる治水政策の重要な課題となるのである。  
次章では清代の子牙河治水を具體的に分析する。

## 二 清代の子牙河治水

### (1) 制度

#### (a) 官制

まず治水の官制から子牙河治水をみていくことにしよう。

直隸省の河川管理を統轄する官は、雍正期にいたるまで、濟寧州に駐在する總河（河道總督）であった。雍正九年に至り、はじめて直隸河道を專管する正・副二名の總河が置かれ、天津に駐在した。のち、乾隆元年に副總河は廢され、さらに乾隆十四年に直隸省河務は直隸總督の兼管となり、それが以降清末までの定制となる。したがって、これ以降の直隸省河工に關する皇帝への題本・奏摺の提出、各部への咨文提出はこの直隸總督が行うこととなる。

直隸總督以下には、河川管理を分掌した道員が置かれ、總督に直屬する。この制度が成立したのは雍正四年で、直隸省の河道を四つの管轄に分け、それぞれの總括者を道員（天津河道・永定河道・通永河道・清河道<sup>(16)</sup>）とした。子牙河については河間府獻縣藏家橋より下流が天津駐在の天津道、上流が保定府駐在の清河道の管轄となる。それ以前は、康熙三十九年に置かれた子牙河分司が子牙河の河務を專管していた。<sup>(17)</sup>これは名稱からみてもわかるように工部の出先機關であり、當時の直隸省が中央直轄の要素を残していたことを表している。雍正期の制度改革の要は、地方の總河系統と中央の工部系統という二つの行政系統を、直隸總督―管河道員―府州縣管河佐貳官という形に一本化し、明確化したことである。この背景には、「分司に適任の人物を得ず、河員はその職責を怠り、堤の多くが潰決した<sup>(18)</sup>」というように、工部分司による管理體

制の不備にあった。道以下各府州縣にも河川管理を專管とする官が置かれた。その名稱は同知・通判・縣丞・主簿といった府ないしは州縣の屬官であるが、河川管理のみをその職責とした。これは永定河治水の體制と同様である。<sup>(19)</sup>

乾隆期に至り、乾隆六年六月、直隸河道總督顧琮は、河間縣縣丞管轄の子牙河の東西一二〇里の堤防の管轄範圍が廣く巡防が困難であることを理由に、東岸の堤防を景和鎮巡檢の兼管とした。また、同時に子牙河通判を置き、青縣主簿・靜海縣主簿・文安縣縣丞・文安縣主簿・大城縣縣丞・大城縣主簿・霸州通判が擔當する堤防工事について、その管轄下に置いた。<sup>(20)</sup>これ以降の子牙河管理の官制はおおむねこの體制による。(表參照)

その他、當初より河兵四〇名がおかれ、また、乾隆初期には埽船・柁夫が設置され制度化された。埽船・柁夫とは、乾隆二年、協辦吏部尚書署直隸河道總督顧琮が、土砂堆積時に浚濬勞働に従事させる勞働者を集めることが困難であることから、彼が雍正期に營田觀察使の職にあつた時に見聞した捕魚の小舟(長さ一丈三―四尺から二丈、一―三人乗り)三百隻を埽船とし、船ごとに柁夫三名を淀の近くに居住している民人から雇用して浚濬作業をさせることを奏摺により提案したものである。船舶に關わる費用は三千兩、柁夫には工食銀一兩五錢を支給、三月から五月、八月から十月の洪水の二期に五日間、淀において一日二方(方は十分の一立方丈)の泥土を浚わせ、その泥土は附近の村莊に運んで家屋の基礎などに用いさせた。三百隻のうち二百隻は東淀に配備して三角淀通判が統轄し、残り百隻は西淀に配備し雄縣駐在の清河同知が統轄した。この顧琮の奏摺は乾隆前半期に直隸河道に設置された埽船・柁夫に關する初議であり、この地方の産業に漁業があつたことも示す史料でもある。乾隆三年にこの議は裁可され、子牙河に屬する埽船は一六〇隻とされた。乾隆十年、協辦大學士劉於義の上奏と部議を経て、管轄の細分化などの制度の充實が行われたが、乾隆二十九年に直隸總督方觀承によつて、維持費がかかること、設立以來、所期の効果を生んでいないことにより廢止された。廢止後は必要に應じて民船・民夫を雇用することとなつた。<sup>(21)</sup><sup>(22)</sup>

(b) 會計・雇用制度

先述のように、直隸河道總督が置かれたのは雍正九年であったが、當初直隸省河工に關する固有の章程はなく、雍正十一年の段階では江南河道・河東河道の例に照らして工程を運用していくことが決定されている。河工は、毎年必要な維持工事である歲修、および歲修以外に必要な工事のうち、一件五百兩以内の搶修、一件五百兩以上で單獨の題奏が必要な別案大工に分かれていた。雍正十一年にその基準策定および從來の工事の會計報告を、當時の直隸河道總督王朝恩が各道に命じて行なわせた。<sup>(24)</sup>

その後、乾隆初期に直隸省獨自の河工會計システムの整備が行われた。直隸總督兼直隸河道總督高斌の乾隆六年の奏摺によれば、前直隸河道總督顧琮から引き繼いだ案卷を調査したところ、雍正十三年から乾隆六年まで、天津・通永・永定の三道の項目下の歲修・搶修・大工が合計八十八案あり、合計一八七萬七六〇〇餘兩が見積もられている。そのうち、當初の見積もり通り豫算が認められたのは二十件のみで、多くは部駁により削減され、あるいは全く豫算がつかなかったものがあつた。部駁の多さが目立つ。<sup>(25)</sup> 恐らくはこの高斌の上奏を端緒として、直隸河道工事の見積もり作成の制度化が進められたようで、その結果は乾隆八年閏四月、『直隸五道條規』という形でマニュアル化される。行政事前審査機能よりも行政效率が優先された政策決定であつたといえよう。<sup>(26)</sup>

直隸省河工においては、官が經費を支出し工事を行うものと、民間が無償で工事を行う「派民興修」がある。後者は例えば堤防修築が必要な場合において州縣が里甲の地畝に照らして派夫して工事にあたらせるもので、徵發に際して官費が支出されず、胥吏の不正もあり、また人を雇つて力役を代替させる等の弊害もあつた。實際に工事箇所に至る者達の多くは乏食の窮民であつたようだ。州縣のなかには派夫修築を止めることを請うたり、公費支出を求めたりするところもあつた。以上の狀況をふまえ、乾隆元年直隸河道總督劉勳は、民修工程は雍正十二年の以工代賑の例により、土一方ごとに毎土折米價銀三分九厘、河道浚渫で乾燥した土砂の場合、每方三分、濕潤土泥に關しては每方四分五厘を支給することを要

請し、部議をへて裁可されている<sup>(27)</sup>。ただし、この方法が以後の工事の全てに適用されたか否かは不明である。さて、ここで賃金は銀建てであり、河工管轄の地方官は必要経費を銀で受け取ったが、雇用した民夫に實際に支給されるのは銅錢であつた。擔當官は基本的には工事現場の州縣で銅錢を購入していたようであるが、乾隆三十七年には近京の州縣については京師において銅錢を購入し、京師外に持ち出すことが認められた<sup>(28)</sup>。

一件の工事の動員数であるが、乾隆二十九年の子牙河および東西の淀の治水工事の例によれば、三萬人以上が工事に従事している。彼らに對する食糧確保は災害時の穀物價格高騰時だけに重要な問題となる。この時には土方一方につき、米一升が支給された。工事量は百五十萬方であつたから、一萬五千餘石の天津北倉の奉天米が發出され、工事現場近邊で市價よりも安價に販賣された。發出に際しては夫役十名に對して票一枚が支給され、その票と引き替えに販賣を行うこととし、夫役でないものが米穀を購入する弊害を防止した<sup>(29)</sup>。

## (2) 乾隆期の子牙河治水政策の展開

### (a) 乾隆以前の子牙河治水

明代の河道については朱玲玲氏によつてすでに明らかにされており、その清代との大きな相違點は、滹沱河・滏陽河會流の後、完固口から交河縣を經過し青縣杜林鎮附近で漳河と合流し南運河に入る河道が正流であり、完固口から北流して臧家橋から河間縣を経て大城縣子牙鎮への河道は支流であつた點である<sup>(31)</sup>。康熙二十年代から河勢は北に移り、五十年には支流に歸し、雍正四年に完固口を塞いだ後は、明代正流であつた河道は涸れてしまった<sup>(32)</sup>。

さて、光緒『大城縣志』によれば、清代に入つて子牙河堤に初めて官が關與したのは康熙十四年である<sup>(33)</sup>。この時の工事は、「大城縣、馬郵口から三岔口に至る隄一萬三千四百二十丈を自修する<sup>(34)</sup>」とする記述の「自修」という表現から、中央や省レベルは關與しない、縣レベルでの独自の對應であつたと考えられる。明代から清初まで、多少の洪水による被害に

ついでには、土砂集中の防止や運河の維持の観点から、中央は必要悪として放置していたのである。

康熙三十年代に入り子牙河治水は大きな轉換を迎える。まず、直隸巡撫の發議により、康熙三十三年・康熙三十七年に浚濬と築堤が行われた。さらに、康熙三十九年正月二十九日に永定河の視察を開始した康熙帝は、二月初七日靜海縣に至り子牙河の河堤を親閲し、河道開濬の場所を河道分司（子牙河分司）朝琦に下問する。朝琦の「閻・留二莊の間から四十里を開濬し、兩岸に堤防を築き、三角淀に導水する」という奏を得た帝は、「河道を新たに設けたら水勢は東流し、運河に妨げが有るだろう」と運河への影響を懸念する。<sup>(35)</sup> 初十日には康熙帝は直隸巡撫李光地等に、「閻・留二莊の間に石閘を作り、水量が多いときはこの閘から減水し、通常時は閘を閉鎖し、王家口の舊河に導けば、漕運と民田雙方に利がある」と指示した。帝はこの日に、「修築の方略はみな朕が自ら指授するもので、もし參差があつてもそれは朕の責任である」<sup>(36)</sup>として、自らの責任を明確化する。四月十九日、再び康熙帝は王家口に行き、乗船して子牙河を親閲し、閘の建築を一時停止させ、翌年まで様子を見よ、と指示する。<sup>(37)</sup> 結局、この年に、獻縣と河間の子牙河東西兩岸に長く高い堤防が建築された。その西堤は大城縣に、東堤は青縣・靜海縣に達するものであった。また、この時東堤においては青縣廣福樓地方の焦家口で新河を開いて子牙の勢力を分減した。そしてその管理を職掌とする分司一員を特設し、河間府同知にも分轄させ、さらに縣丞・主簿等の官を増設して防修を專管させた。<sup>(38)</sup> 堤防建設の時期と經過、またその結果成立した制度は同時期の永定河治水のそれと類似している。<sup>(39)</sup> これは、前年に宣言された「今、四海太平となり、最も重き者は、治河の一事である」<sup>(40)</sup> という康熙帝の認識と治世方針の一つの表れといえる。また、康熙帝の子牙河治水においては、上述の康熙帝と朝琦の對話にみえるように、「河務」と同じく康熙帝の親政開始時の政治課題である「漕運」についての配慮がなされている点に注意したい。<sup>(41)</sup>

さて、堤防建設の結果、豫測不可能な流路の變化についてのある程度の制御が可能となり、「この時（康熙三十九年）から、河間・大城・青縣・靜海の民に、始めて安寧が訪れた」<sup>(42)</sup> というように、不意の洪水被害は防止され、可耕地・可居住

地が廣がることとなるが、堤防により一つの河道に多くの水が集中するようになり、また、既述のごとく子牙河は上流滯沱河の土砂含有量が多く天井川となり易いため、溢水や堤防の決壊が発生すると堤防建築以前よりも大きな人的被害を及ぼすことになる。その結果、行政はメンテナンスを繼續し、そのためのコストを恒常的に投下する必要に迫られることとなる。

雍正期に入り、直隸省では怡親王による畿輔水利事業が行われる。<sup>(43)</sup> 子牙河に關しては、雍正三年十二月段階の怡親王の認識として、「數百里におよぶ紆迴曲折の堤防をつくつたが、河身は土砂堆積して平地よりも高くなり、兩岸と河流があい隔たること數丈に過ぎないほどに接近している。舊時の支港・岔流はすべて埋塞してしまい、決壊や溢水を防ごうとしてもどうして成果を得ることができようか<sup>(44)</sup>」とあり、天井川の形成と水流の分散を行いうる支流が無くなった事による弊害を指摘しており、すでに堤防設置による問題が生じていることがわかる。對策として、王家口分流の箇所を塞いで三角淀への土砂の流入を抑制する一方、舊時の支流を復活させ水勢を分減させることを構想し裁可されている。しかし、現實には翌雍正四年に「運河の水漲を憂慮したため」完固口を塞ぎ、<sup>(45)</sup> 河流を王家口から三角淀に誘導することになったため、三角淀にはまた土砂が堆積した、<sup>(46)</sup> という。上流で河道を一本化したものの、下流でその勢力を分減する河道が見つけられないのであれば、治水の一貫性を缺く。この時期の子牙河治水の優先度の低さを推察させる。

雍正期の子牙河に關する動きとしてその他に注目されるのは、雍正四年四月に磁州が河南省管轄から直隸省廣平府屬になった事である。直隸省の滏陽河流域は、明代には高い農業生産をあげていたが、清代には水田が無くなっていた。これは上流の磁州の民が取水堰を建築して下流に水を流さなかつたからであった。上流・下流の水争いは絶えず、官が調停をおこなつたが、省の管轄が異なることから遵守されなかつた。また、滏陽河をルートとする商船の通行にも支障を來していた。怡親王は磁州を直隸省廣平府屬に變更し、滏陽河水系全體を直隸省の管轄とすることを提議し、裁可された。<sup>(47)</sup> 十二月には磁州の取水閘の五日毎の開閉に關するルールが策定され、翌年四月に批准された。後述するが、このことは乾隆三

十四年において長蘆鹽流通と絡んで問題となる。

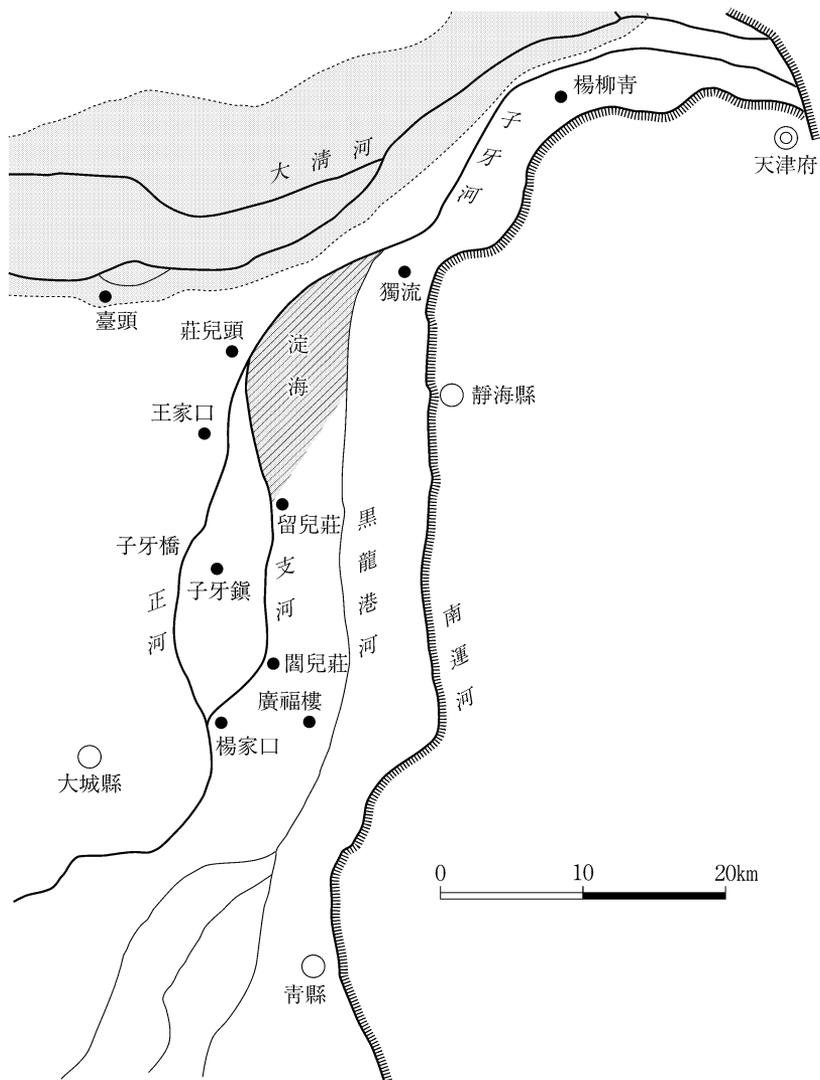
(b) 乾隆初期の子牙河治水

乾隆初期の子牙河治水において注目すべき最初の動きは乾隆四年の直隸總督孫嘉淦による政策である。この際、直隸全省の治水管理の必要性が認識され総合的調査が行われた。<sup>(48)</sup>

子牙河に關しては孫嘉淦は、「永定・子牙の故道には、從來はともに堤が無かった。よつて泥は田間に留まり、淀への土砂の堆積はなかつた。……子牙の築堤東水より臺頭等の淀にも亦た土砂が堆積した。淀口に既に土砂がたまり河身は日々高くなつた。……子牙河には新舊兩道有るが、新河に已に土砂が堆積している」という認識を示し、堤防修築による東水こそが問題であるという永定河治水でも見せた持論を展開している。直隸河道總督顧琮も八月十八日の段階で、同様の認識を示している。<sup>(50)</sup>翌乾隆五年三月、顧琮等の子牙河治水案が、工部の議を経て裁可される。それは、楊家莊から支河を引き、閻・留二莊を経て、朱家窪から獨流において淀河に歸入させ、子牙河を西南から東北方向に導くというものである。効果としては土砂を窪地に堆積させて下流への土砂流入を防ぎ、また土砂が堆積した窪地は肥沃な土地に變じて「一水一麥の利」を得ることができる。孫嘉淦の永定河故道策は失敗したが、<sup>(51)</sup>子牙河については水勢分減という雍正期以來の懸案の解決を果たしたといえる。その後、乾隆九年、直隸總督高斌等による一連の畿輔水利事業が行われる。子牙河通判の堤防管轄範圍が廣大なため、莊兒頭から當城までを子牙廳の管轄とし、當城から西沽までを津軍廳の管轄に歸した。

(c) 乾隆十八年～二十五年の方觀承の子牙河治水

乾隆初年から三十年前後にいたる時期の直隸省の治水事業の背後に常に存在した官僚が方觀承である。乾隆七年七月に清河道に任ぜられ、その年の十二月に乾隆帝の「この人物は想うに河務に適している」という評價を得て永定河の河工へ



地圖 2 子牙河地圖

(譚其驥主編『中國歷史地圖集』第八冊，方觀承『畿輔義倉圖』參照)

の協理を命じられて以來、乾隆三十三年の死に至るまでその大部分において直隸省の官職を歴任した。特に乾隆十四年からは直隸總督を約二十年間勤めた。<sup>(53)</sup>

方觀承が初めて子牙河の治水を提議したのは乾隆十八年三月十六日の上奏<sup>(54)</sup>においてである。そこでは「向來より舟楫が通行し、長蘆引鹽を畿南各屬に行銷するにあたっては、皆なこの河によって通運している」と、長蘆鹽の流通路であることをまず最初に述べる。そして、乾隆五年に楊家口において流水の勢力を分減するために開削した支河の流量が全體の七〇八割であり、一方正河の流量は二〇三割で、土砂が堆積して商船の通行が不能となっており、年々積み替え作業のための費用が多くなかり、また、支河の流量の多さが東側の青縣・靜海縣の村莊に水害をもたらすおそれがある、とする。  
(地圖2参照) 支河の流量が正河を上まわる事態となっていたのである。

方觀承はおそらく二月の段階で東陵行幸時の行營において乾隆帝に對して圖面を提出してその判断を求めたうえ、自ら大城縣に赴き、乗船調査を行い、結果、楊家口から莊兒頭までの四十八里は河身が土砂堆積により浅くなっており、特に楊家口から子牙橋に至る十八里は、河身が僅かに深さ二尺から四尺であることが判明した。一方、支河の幅は十四〇五丈、深さ七〇八尺から一丈一〇二尺であった。管轄の天津道は正河の浚渫整備を主張しようだが、方觀承はその案を採用せず、舊支河を新正河とするという正河・支河の逆轉案を提案する。舊支河は楊家口から閻兒莊に至る長さおよそ八里であり、現在、特に流路・兩岸の状態とも問題はなく天津に通じているからそれを利用し、新しい正河とし、また、留兒莊の東隄にそって河漕一路を挑河し、楊家口以下の全河を子牙橋の北で歸入させる。この場合、約九里の浚渫が必要であるが、舊正河十八里を浚渫するよりも、工事の負擔・經費ともにメリットがあり、また、浚渫して出た土砂を東堤の培築工事に使用すれば、波風の防止に有益で、牽船の道にもなる、とする。なお、方觀承奏摺のこの部分に乾隆帝の「朕は以前にこのことについて言及したのを覚えている。汝は不可能であるとした。今はどうかであるか。朕に迎合して命令に従おうとしてはいけない」という硃批がある。二月の面見に際して、乾隆帝が方觀承の案に近い治水計畫の素案を出していたことが

わかる。

次に方觀承は工事經費を見積もる。浚渫等の河道整備と草壩の建設、石壩の建設等、すべての工事をあわせて一四九六一兩である。財源については、前年の冬に長蘆商人が挑河の籌辦を懇請した際、河道整備による積み替え作業コストの節約分を、鹽商達が「輸公辦理」することを申し出ており、挑河と草壩の費用一〇八〇〇兩餘りはとりあえず布政使庫から借撥して、鹽商に五年に分けて償還させ、石壩建設の費用四〇〇〇兩餘りは、布政使庫の節年歸公平飯項から動撥し興修することとする。以上が三月十六日の方觀承奏摺の内容である。この方觀承上奏には「議する所の如く行え」の硃批が付き、提案は實行に移されていくことになる。

翌乾隆十九年正月、方觀承は前年の處置について河流や鹽船の通行において「効果があつた」とした上で、以下のような上奏を行う。<sup>(55)</sup>従来より夏秋の増水期においては減水壩から水を溢れさせているが、壩から堤防内に出て行かない水が堤防の下部に滞留している。一帯は地勢が西高東低なので増水期が終わっても水が河道に戻らず、閩兒莊から廣福樓（青縣）に至るまでの河川敷四十餘里に積水がある。例年、河川敷上の居民は、東堤が元來より民修であるため、増水が多い年においては、春に呈請して春麥を栽培するため開堤放水しているが、その情況が望ましくないと認識したうえで、すでに前年に作った減水石壩の南に雙門の石閘を建設し、河道から溢れ出た東隄一帶の水を悉く閘口から壩外の引河に排出させ、さらに、東隄の地勢が窪地であるところに涵洞（樋管・樋門）三個所をあげ、閘から稍や遠い所の積水もそこから排出させる。この対策により、増水期の後、村民は「一麥の利」を得ることができ、彼らの生計を助け、税収入も期待できる。また工學的にも堤根において浸透水による堤防強度の弱化を防ぐことができるとする。建築費の見積もりは雙門石閘と涵洞あわせて二七七〇餘兩、財源は滹沱河歲修生息項目とした。以上の方觀承の提議に對し、乾隆帝は、「面奏の時に圖を持參して奏聞せよ。もし工事が一刻も遅延できないのであれば、すぐに工事を開始せよ」と硃批をつけ、提案を認めている。

これらの事例から、子牙河治水の政策決定の過程においては、乾隆帝と直隸總督方觀承が工部等の審議を経ず、直接に具體案を協議していることが明らかである。また乾隆帝が子牙河の情況をかなり具體的に把握していたこともわかる。度々の巡幸による現地把握の結果であろう。

その後、子牙河水系は小康を得るが、乾隆二十四年の秋の増水期に溢水による廣範圍の被水が発生する。とはいえ、實際の被害は收穫の後であったことから大きくはなかった。<sup>(56)</sup>この時に問題となったのが、滹沱河の河道が變化し束鹿縣の南を通り寧晉縣において滏陽河と合流するようになったことである。河道近邊に住む士民は舊道への導水を訴え、冀州・趙州の地方官も舊路を濬復して滏陽河に入れるように要請したが、方觀承は九月十五日に乘船して自ら視察を行い、改道した河川はすでに大河となつて順調に流れており、舊河に復する必要がないと判断、乾隆帝もそれに同意している。この中で方觀承は、河道に近い村莊は多くは高臺にあり、築埝して洪水対策をしていること、また舊道・新道雙方の地がともに「一水一麥の地」であり、洪水後に多くの收穫が見込めることに言及している。<sup>(57)</sup>

翌乾隆二十五年、河間府河間縣の子牙河兩岸および河間府景州においては、前年の耕地冠水への對應として、北倉の漕米を以工代賑の例によつて現物給附することが決定されている。<sup>(58)</sup>またこの時、子牙河東堤五十九里四分について、従來は大城縣丞と靜海縣・青縣の主簿が管轄していたが、兩主簿の裁汰にともない、全堤防を大城縣丞管轄とすることが、方觀承の提案から部議を経て決定されている。<sup>(59)</sup>

この時期の直隸省治水・水利行政に關しては、方觀承の言を借りていうならば「直隸水利はしばしば對策を講求し具體的工事を興こし、遺漏はない<sup>(60)</sup>」と表現できよう。

(d) 乾隆二十七年以降の方觀承の子牙河治水

乾隆二十六年に至り、大きな被害を生ずる洪水が直隸省各河川系で起こつた。子牙河においても、下流の大城縣・文安

縣・靜海縣・天津縣などの低盆地に冠水が起る。

乾隆二十七年三月初六日、方觀承は以下のような對策を上奏する。直隸各地の水害への對處として、民力活用を基本線とはするが、大規模工程については民力による對處が困難であり、また永定河河工工事のように錢糧を財源とする「土方之例」によって工事を行うと經費が高額になるため、「興工代賑之例」により、土一方毎に米一升、鹽菜錢八文を支給することににより工事を行うこととし、そのために必要な米は通州倉の漕米二〇萬石のうち賑恤に用いた残りを充てる、という策である。方觀承は二日後の初八日、關係箇所視察に赴いた。視察の結果、四月初六日に必要工事箇所の確認がなされ、必要工程量（四六二萬四三九一方）必要米石量（四萬六二四四石）必要經費（銀四萬六二四三兩）が見積もられた。子牙河關連水系はこの方法によって工事が進められることになった。<sup>(61)</sup>

乾隆二十八年正月二十六日、乾隆十八年の正河・支河の變更箇所堆積土砂の浚渫を中心とする維持工事が行われた。費用は四六二二兩餘り、財源は懋捐項目（鹽商の獻金による財源か）であった。<sup>(62)</sup> 二十八年の二月に署理吏部侍郎裘曰修が、また五月から軍機大臣・工部尙書阿桂が直隸省に派遣され、方觀承と水害問題について共同辦理したが、子牙河の分流地點以下の流量調査において、正河が四割、支河が六割ということが明らかになり、正河を深開して舊規に復すことを協同で議請していた。乾隆二十九年正月十一日、方觀承が子牙河の營盤道路の查明を行った際に、乾隆帝は方觀承に面諭し子牙河の支河を深通して改めて正河となすことを指示した。方觀承は支河が正河に入る個所の形勢が不順で堆沙を起していることから、新たに子牙村の南から堤防を穿って東北に河道二十里を作り、王家口の東の窪子頭に引き、正河に歸入させ、挑河の際の土砂は東岸の堤防に用いることを提案した。<sup>(63)</sup> 三月初二日には工事の詳細な工程作成と見積もりがなされ、そのまま裁可された。財源はやはり懋捐項であった。<sup>(64)</sup>

その後、乾隆三十二年三月初一日、乾隆帝は天津巡幸に際して子牙河を視察した。その際帝は、文安縣の千里長隄の灘里から格淀隄の間に堤防が無いことを指摘し、多雨期には村民一〜二千戸、地畝にして千餘頃に被害が出ることを示し、

方觀承に堤防の建築を命じた。<sup>(65)</sup> 方觀承は四月十四日に覆奏し、該當箇所工事要領を報告し、堤防建設が實現した。<sup>(66)</sup> これは、まったく乾隆帝の發意による治水工事である。

また同じ月、乾隆二十九年に行つた子牙新河浚深時の浚深土によつて作られた子牙村の南から王家口までの長さ二十二里の東岸堤防について、増水後に堆砂が見られ溢水の恐れがあり、さらに北風時の水送流等により堤防の浸食が存在するため、修理の必要があることが方觀承によつて上奏された。費用見積もり一五三〇餘兩で、天津道庫の河淤租銀（堤防外の河川敷を耕地として貸與して得た財源）を動用することとし、即時に裁可された。<sup>(67)</sup>

以上、直隸總督任後の方觀承による子牙河治水について見た。明らかな特色は、政策決定過程において、方觀承の裁量が非常に大きいことである。清朝の官僚政治システムにおいては、高官になるほど、總督と巡撫、督撫と六部など、ほぼ同等の権限を有する官僚が並立してバランスをとる形になっていた。しかしこの時期の方觀承は皇帝の支持・承認を得ることができれば、ほとんど他の官僚の牽制をうけることなく、ほぼ構想通りの政策を遂行することが可能であった。乾隆初期に直隸河道總督と直隸總督が並立しているときには、彼らの間の考えの違いが問題化することがあったが、<sup>(68)</sup> 乾隆八年から事實上直隸總督と直隸河道總督は兼管となっていた。巡撫も置かれていない直隸省は、治水問題に限らず總督の決定権が強い。<sup>(69)</sup> また中央の戸部・工部も雍正期からの地方官河道管轄制と乾隆初期の現地會計システムの整備によつて、管轄できる範囲、あるいは部駁を行う範囲が極めて限定されている。河工技術的問題についても乾隆帝の方觀承への信頼は厚く、彼の發案による治水工事のほとんどは、乾隆初期に多かつた工部の議准という手續きをとることなく、直接裁可されている。また、乾隆帝はしばしば直隸省各地に巡幸し、また外省に出る際には當然直隸省を経過するため、扈從に當たることが多い方觀承にとつては面奏して直接意思疎通する機会も多い。少壯の乾隆帝が最も活動的な乾隆前期において、適切な政策課題設定（アジェンダセッティング）を行つて、行政處理を進めていく方觀承は、清朝の政治的存立基盤である「社會の安寧と萬民の調和的生存の實現」<sup>(70)</sup> に最も適任であると考えられたのではないだろうか。方觀承は、三十三年八月

に死去する。直隸總督の在任期間は後の李鴻章に次ぐ異例の長さであった。

(e) 方觀承以後の政策

方觀承の死の約一年後、乾隆三十四年七月二十日、長蘆鹽政であった高誠が、滄陽河についての奏摺を提出した<sup>(7)</sup>。まず、高誠は「この河は磁州から冀州・寧晉等の州縣を経由して天津に直達する。客貨・民船は續々と往來している。長蘆商人は冀州・寧晉等の三十餘州縣の引鹽を行運する際に皆なこの河によって各處に運往し、また銷售してきたが、歴來において船楫流通にまったく滞りはない」と、この河川が長蘆鹽行鹽路であることを強調する。

つづけて、「乾隆三十二年に滹沱河の水が冀州・寧晉二州縣の境内の滄陽河に入り、土砂堆積をおこした。この時商人晉鎮等が地方官に浚渫を要請したが、はかばかしく進展せず、三十三年の春に、長蘆鹽運使に呈請して二千七百餘兩の資金を供出し、鹽運使の派遣した委員とともに浚渫を行い、五月に完了した。しかし、七月に至り滹沱河水が再び流入し、土砂堆積をおこした。長蘆鹽運使の詳によると、商人達は浚渫費用の據出ができず、直隸總督への移咨を請願してきた。よって、鹽運使は前任直隸總督方觀承に移咨し、方觀承は冀州・寧晉縣に命じて浚渫を行わせた」と、前々年、前年の方觀承在任時の状況を整理する。

そして、三十四年の状況に記述を轉ずる。「三十四年の五月に至り、直隸總督楊廷璋が長蘆鹽政に出した咨文によると、昨年浚渫業務を現地で行った冀州知州・寧晉知縣から清河道への詳に、「三十三年の浚渫は該處の積水をなくすためであり、鹽運に利するためではない。滄陽河は長蘆商人の鹽運の區であるから、今後は商人に浚渫業務を行わせたい」とあった。一方、商人達の呈によると、今年再び土砂堆積をおこしており、客船・鹽船二三百隻が停滯を餘儀なくされている。地方官が浚渫業務を行わない以上、商人が自ら行う必要があるが、商人には治水の情況判断、民夫の雇用などが現實にはできない。よって、地方官が浚渫業務を施行し、必要な費用については商人が負擔する形にしたい」とする。浚渫業

務の主體となるべきものについて、官と民との主張に食い違いがある。

高誠は、更に、衡水縣から寧晉縣にかけての百餘里の土砂堆積と、それにより鹽船・民船が足止めを餘儀なくされていることを述べ、滏陽河は三十餘州縣の客貨・民船の往來の交通路であり、また沿河村莊の田畝にも影響があるとして、浹は鹽船のためだけではないことを強調する一方、商人による河工業務が不可能である以上、長蘆鹽運使や商人等の要請のとおり、直隸總督・清河道という指揮系統のもと、州縣に民夫の雇用と速やかな浹業務を行わせ、河工の定例によって工事費用を見積もり決算し、その後商人達の捐資を清河道庫に償還させることを提案した。そのようにすれば、國課・民食雙方に利益がある、とする。ただ、滏陽河にかかわる商人は三十餘家で、引鹽額も少なく、毎年の捐資の據出は困難であるから、直隸總督に何らかの對策を講じるように救命していただきたい、と主張する。おおむね鹽商たちの主張に沿った意見具申である。

乾隆帝は、當日直ちに上諭を發する。帝は堆積個所が運鹽の經路である以上、商人に自ら浹業を行わせることは應分なことである、という認識を示す一方で、現實的には高誠が指摘する技術や勞働力雇用等の問題からいっても、地方官が浹業務を行い、費用は商人が負擔する形をよいとする。また乾隆帝は、方觀承の後任の直隸總督である楊廷璋に乾隆二十九年の浹業務の會計監査を命ずるとともに、浹業をしたにも関わらず、かように短期間において堆砂してしまつた原因について報告すること指示し、あわせて現地へ楊廷璋自ら調査へ行くことを命ずる。<sup>(72)</sup>

楊廷璋は、七月二十三日に奏摺を提出し、二十九年の該地の浹業費用について二百十八兩と報告し、また、滏陽河と滹沱河會流の個所は増水期の水が運んできた土砂が残ることが堆積の原因だとする。また、従來は堆砂により鹽運の運行ができなくなつた場合には、商人が出資し地方官が民夫を雇用し、賃金は地方官の手を經ずに商人が自ら給していた、とす<sup>(73)</sup>。また、楊廷璋は八月初一日に、清河道李湖<sup>(74)</sup>とともに現地調査を行ったことを報告し、この中で、新たに認識した事柄として、三月から八月にかけて、滏陽河の水源がある磁州の農民が水利營田の灌溉用水として取水していることが滏陽河

の水量の減少を引き起こしていることを述べる。<sup>(75)</sup>

楊廷璋はさらに八月初六日に奏摺を提出し、貨物船や鹽船は二月から三月の間に集中的に輸送を行い、もし水量が不足した場合には滹沱河・滏陽河の會流の個所に待機して夏の増水期に移動をするというのが歴年の情況である、とする。また獨自の調査により、長蘆鹽商はすでにこのような情況を熟知しており、例年それを見越した上での行鹽をおこなっている、という事實を把握している。管轄外の保定の總督衙門には依據すべき成案がないため、長蘆鹽政に調査させ、定例と異なった形で行鹽の結果、船運の支障を來しているのであれば、商人達に牛車を自ら雇用させ、陸運させるべきである、とする。楊廷璋は八月下旬に磁州の灌溉取水が終わるのを待ち、それ以降になお船の運行に支障があれば、鹽政と協議の上、地方官・委員に民夫を集めさせて浚渫を行わせる、とする。また、高誠がいうような、まず官が工事費用を出し、後に鹽商がその分を道庫に償還させるという方法は胥吏等の不正を生み妥當な策ではない、と述べる。<sup>(76)</sup> 楊廷璋は高誠の意に反して、安易な財政出動を抑制しようとしたと推定される。

この上奏を受け、乾隆帝は軍機大臣と楊廷璋および高誠の三者會談で決着をつけるように指示、高誠は直ちに結論は出しかねるとして鹽運使に命じて鹽商を集めて審問調査する事とし、天津に戻った。軍機大臣尹繼善はその旨を上奏し裁可を得る。九月初九日、高誠は、鹽運使紀虛中の調査に基づき、九月段階で磁州が閘門をかけた後の冀州附近の水位は二尺二寸から五寸で、小船ならば運行が可能であるが、數力所でやはり河床が高く、浚渫の必要があることをいう。また、鹽商に詢問したところ、商人晉鎮・劉岱は、「鹽船が衡水縣焦旺村で前進ができなくなっても、周邊の冀州・南宮等は近いので鹽商による陸運で處理できるが、それより遠方の州縣では、一臺の車で五包、一日の行程七〜八十里、一日の脚價は一兩二〜三錢、鹽は全部で十萬包、ということから數萬兩の費用がかかるため、水路の浚渫を望む」という。よって高誠は鹽運使との協議の結果、捐銀を集めるのには時間がかかるのでとりあえずは庫内の閑款より二千五百兩を支出し商人に與えて現場に行かせ、地方官と會同させ民夫を集め浚渫工事を行うこととし、乾隆帝はこの案を裁可した。<sup>(77)</sup>

以上の政策過程においては、この時以前には表面には出てこなかった、長蘆鹽商の行鹽の問題が焦點となる。そして長蘆鹽政（滿包衣缺）という新しいアクターが、直隸省の治水行政に関わっていき、最終的には長蘆鹽商人達の要請が通る形となる。この動きは、行鹽の問題がこの年だけのものではないことから見ても、方觀承の死をきっかけに表に出た可能性が高い。直隸省の治水をどのように長期的にデザインし被害を最小限に留めていくか、という方觀承的な觀點よりも、短期的な利権が優先されるようになることを、この政策過程は象徴するものである。長蘆鹽政が駐在する天津を據點とする政治的動きは、鹽という内務府がらみの財政問題・利権問題と密接に関わる微妙な政治問題である。直隸總督との協議に滿人の軍機大臣尹繼善が入ったことはその表われであろう。

## おわりに

乾隆三十年代までの子牙河の治水事業の流れを、本稿のはじめに問題提起した政策の長期的變化という觀點から見ると、以下のように整理できる。(1) 康熙後期は、中央が關與した形で體系的な堤防が作られた制度確立期であり、(2) 雍正期から乾隆初期は、官制を中心とした制度的大枠の完成時期であり、(3) 乾隆前期は、細かい修正は加えられながらも、おおむね制度の適切な運用がなされた時期である。いずれの時期も、中華帝國を支える南北經濟循環が十分に機能しているため、明末や清末の南北經濟循環機能の不全期に現れる華北自給論などという觀點は全く無い。それよりも現實に生じている直隸地域の諸問題に對處する形で政策が進められている。ただ、治水事業という傳統的蓄積がある政策であるため、微調整は適宜行われたが、革新的な新制度の創出には至らず、また、政策の背景にある傳統的社會思想をゆるがすことはなかった。以上指摘した點は永定河の治水政策とも共通している。

政策決定過程に現れるパターンに關して見れば、清朝の政治過程は、皇帝・官僚の個人的資質や二者間のパーソナルな關係によって異なる様相を示す。本稿で論じた乾隆前期の直隸省治水の事例については、政務に意欲的な當時の乾隆帝と

高い行政手腕を持つ總督方觀承の間における政策決定が次第に主要なものとなっていき、政策決定過程における中央、特に工部の相対的な地位低下が確認できる。それとともに乾隆三十年以降は、天津を中心とした長蘆鹽政とその背後の利益集團である鹽商の治水行政におけるアクターとしての出現が見て取れる。これらの督撫の權力伸張と地方利益團體の相対的な影響力の増大は、清代後期に至る地方への權力分権への萌芽とも評價できる。以上は本稿での實證の成果を踏まえたこの時期以降の清朝の權力過程の特質であるといえる。

總括すれば、清代乾隆前期までの直隸地域では、皇帝の強力なリーダーシップと督撫の適切な政策提案、また重點的帑項投入による堤防の維持管理システムという制度的枠組みに守られながら、社會資本の整備と地域の再開發が進み、可耕地・可居住地が擴大し、増加する人口を吸収した。また、治水・水利工事は雇用の確保という機能も果たした。さらに、被災時には、京師に輸送されるべき漕米が發出されて臨機の對應がなされた。<sup>(79)</sup>これらの施策を可能にしたのは、當時の經濟的な好況状況であり、<sup>(80)</sup>專制的性格をもつ王朝の直接的影響力が個別の社會構成員に相對的に強く作用し、社會も安定を示した。それゆえに、確信的な反清勢力を除く、大部分の社會構成員の清朝への自發的な統合志向が存在しえたといえる。ただ、江南地方などの社會の成長と一定の自律化をみせている地域と比較して直隸地域は社會自體の包攝力が脆弱なため、<sup>(81)</sup>清朝の統合力が弱くなっていくと、容易に社會が不安定化する。宗教結社などに人々が取り込まれていくこととなる背景である。<sup>(82)</sup>

展望として示せば乾隆後期から十九世紀末にいたる過程で、直隸省の治水・水利政策の體系性は低下していき、<sup>(83)</sup>二十世紀に至って行われる上流のダム貯水による洪水調節技術はまだなく、もっぱら堤防に依存する當時の技術水準における治水は、一旦河道變更などをして、本論での子牙河の正河・支河の十年単位での變更にみえるように、長期間に効果があるわけではなく、<sup>(84)</sup>常に状況をみて対策を講じ、同時に堤防の日常的な維持管理を遂行しなければならない。こういったシステムが乾隆後半からうまく機能しなくなっていくと考えられる。

最後に、分析を進めて行くにあたって浮かび上がってきた一つの事柄を強調して、本稿の結びとしたい。それは天津の存在である。十九世紀に至りこの都市はさまざまな意味で脚光を浴びるのであるが、乾隆期においても直隸省経済あるいは行政の要の位置にあることに気づくであろう。天津周縁は長蘆鹽の産地であり、鹽商が政治過程において重要な位置を占めるようになる。また、子牙河等の河川交通をつうじて、直隸省南部の物資が集まり、また南運河からは、江南からの漕運米が集積される。災害時には當局はこの天津を據點として賑恤を行い、結果、王朝の財が直隸省の社會の維持のために投下される。圖式的に言えば、總督・布政使・按察使が駐在する政治都市保定と、長蘆鹽の産地、漕運・奉天米流通の結節點、直隸省物資の集積地としての經濟都市天津という二つの中心が、十八世紀中期以降の直隸省の政治・經濟・行政の構造を規定していたと見ることできよう。

本論で提示した乾隆後半から十九世紀におけるシステム不全の問題、さらには天津を結節點とする南運河・北運河の問題については、今後の課題とする。

## 註

- (1) 拙稿「清中期直隸省における地域經濟と行政——永定河治水を中心として——」川勝守編『東アジアにおける生産と流通の歴史社會學的研究』、中國書店、一九九三。ここでいう「社會資本」は、當時において水利・治水の設備を「不竭之常平」、「無形之帑藏」(『高宗實錄』卷二一六、乾隆九年五月乙酉、山西道監察御史柴潮生奏)と位置づけていることを解釋したものである。
- (2) 拙稿「明清期畿輔水利論の位相」『東洋文化研究所紀要』第一二五冊、一九九四。
- (3) 森田明「清代畿輔地域の水利營田政策」(『清代水利社會史の研究』國書刊行會、一九九〇、所收、以下森田A論文)、同「清代直隸の清河治水と千里長隄——文安隄工における旗人問題を中心に——」(『清代の水利と地域社會』中國書店、二〇〇二、所收。以下森田B論文)、田口宏二朗「明末畿輔地域における水利開發事業について——徐貞明と漳沱河河工——」『史學雜誌』一〇六、一、一九九七。附言すれば拙論は、森田氏の「南糧北調體制」という問題の存在自体を否定するものではない。その體制が後期中華帝國を一貫して支えていることは、註(2)前掲拙稿でも述べた通りである。ただ、雍正・乾隆期のような相対的な王朝の安定

期にはこの體制自體が問題になることはなく、治水・水利論の基底にその體制解消による問題解決という視點は無い。

(4) 清末の子牙河治水については山本進「清代直隸の地域經濟と李鴻章の直隸統治」『名古屋大學東洋史研究報告』二十四、二〇〇〇、が論及する。ここで山本氏は筆者が拙稿

「乾隆初期の通貨政策——直隸省を中心として——」『九州大學東洋史論集』十八、一九九〇、において論じた直隸省の「地域經濟」の内實について批判する。確かに山本氏の「地域經濟」の定義に即せば筆者の舊稿における議論は成立しない。筆者の視角は一貫して行政主體が認識する地域であり、生産力が低い直隸省においては行政主導の經濟政策がこの地域の經濟活動に大きな意味を持つことから、この視角も意味があると考えているし、本稿でもそれは同様である。しかし、それをもって「地域經濟」とするのは確かに安易であった。

(5) 政治過程の理論については、「政治過程」という概念は、本來、一方の極に政策過程のモデルを、他方の極に權力過程のモデルをもつべきものである。ここで、權力過程とは、ある特定のアクターが、様々なイシュー・政策を手段として使いながら、自らの權力・影響力を維持、増進させていく過程として定義される。言い換えると、ある政治過程は（特定の政策の展開過程としての）政策過程とも、（特定のアクター間の）權力過程とも、みることができると（大嶽秀夫『政策過程』東京大學出版會、一九九〇、二〇四頁）という記述を参照した。

(6) 拙稿「乾隆九年京師錢法八條の成立過程およびその結末

——乾隆初年における政策決定過程の側面——」『九州大學東洋史論集』二三、一九九五。

(7) 河川自體のデータは、以下すべて二十世紀における記述

によるものであるが参考のために述べる。川幅は河口の紅橋においては七〜八〇m、沙窩附近において三〜四〇m、正定において二〇m、というのが通常の状態であるが、増水期においては一〇〇mを越え、一kmに及ぶ時もあるという。水深は平時下流河口の五mを最大として平均三m、沙各橋上流は一mから五〇cm、それより上流は水がないが、増水期には藏家橋附近で四〜五m、正定府附近でも一m。洪水時には十五mに達する。（『支那省別全誌』第十八卷、直隸省、秋草勳『北支の河川』常磐書房、一九四三、參照）また、『順直河道改善建議案』（京大人文研藏）は、「子牙河の上流の重要な支流は一つは漣沱河、一つは滏陽河である。漣沱河は京漢路の上であり、流域面積は受水の地域は二萬四千方キロであり、滏陽河は大部分小河から成り、その受水地域（流域面積）は九千六百平方キロである。兩河は毎年盛漲の時、文安窪と寧晉泊がその停蓄の地であり、その唯一の去路は、一子牙河に恃むもので、此の河の能容水量は毎秒四〇〇立方メートルに過ぎず、故に上流の被淹の地は急には回復することができない。」とする。

(8) 註(3)前掲、森田A論文、森田B論文、田口論文、註(1)前掲拙稿、參照。ちなみに、子牙河流域では、一七三六年から一九一一年までの一五八年間のうち、約六割にあ

- たる九四年分の洪水記録が檔案史料により抽出されている。  
 (水利水電科學研究院水利史研究室編『清代海河灤河洪澇檔案史料』中華書局、一九八一)
- (9) 中國第一歴史檔案館所藏『硃批奏摺』(以下單に『硃批奏摺』とする)水利類河工七箱、乾隆四年八月十八日、直隸河道總督顧琮奏摺。
- (10) 『畿輔水利四案』初案、雍正三年十二月、怡親王等會奏。
- (11) 『衡水縣志』卷十二、藝文、陶淑「滹滏會流考」
- (12) 註(一)前掲拙稿の、孫嘉淦による永定河治水における「不治而治之」策を参照。
- (13) 『硃批奏摺』水利類河工、三十八箱、乾隆三十一年十一月初十日、直隸總督方觀承奏摺。
- (14) 『硃批奏摺』水利類河工、四十二箱、乾隆三十四年七月二十日、高誠奏摺。
- (15) 大島讓次『天津棉花と集散事情』一九三〇、等参照。
- (16) 『世宗實錄』卷四十一、雍正四年二月甲戌。(『畿輔水利四案』初案、雍正四年二月初六日)雍正十一年にそれぞれ府・直隸州を管轄する巡道に復したが、以後も河務を兼管した。
- (17) 『畿輔安瀾志』卷四、滹沱河、官司。
- (18) 蔡新「畿南河渠通論」(光緒『畿輔通志』卷八十三河渠略、所收)。
- (19) 州縣屬官の管轄の實勢については『神禧全書』等参照。  
 永定河の河川管理體制については註(一)前掲拙稿参照。
- (20) 『清史列傳』卷十六、顧琮。
- (21) 『硃批奏摺』水利類河工二箱、乾隆二年八月二十五日、協辦吏部尚書署直隸河道總督顧琮奏摺。淀地における漁業については、他にいくつかの史料で確認できる。例えば、『乾隆朝上諭檔』第五冊、乾隆三十二年三月初五日、上諭、等参照。
- (22) 『畿輔水利四案』三案。
- (23) 『宮中檔乾隆朝奏摺』第二〇輯、六二九頁、乾隆二十九年二月二十三日、直隸總督方觀承奏摺。なお「直隸河道事宜」(撰者未詳、北京大學圖書館藏、道光以降刊、稿本)「淀河」には、船をもって業となす淀民の雇用を前提に、埜船の大きさは長さ一丈二尺の三人乗り、一日に泥土三方を浚濬可能であると試算する記述がある。
- (24) 中國第一歴史檔案館藏『工科題本』水利工程、編號四六〇、乾隆元年七月二十一日議政大臣武英殿大學士兼吏部尚書兼管工部尚書事務邁柱等題本。
- (25) 『硃批奏摺』水利類、第二一〇箱、水利類水文災情、乾隆六年十二月十三日、直隸總督高斌奏摺。谷井陽子「戸部と戸部則例」『史林』七三・一六、一九九〇、は、六部(とりわけ戸部)の部駁という地方衙門に對する監督機能について分析している。
- (26) 財源は様々な項目からなるが、代表例を挙げれば、營運生息銀である。乾隆二十七年正定府城西南隅の護城土隄の補修費用一七〇兩八錢の財源は滹沱河原設の營田工本生息銀とされた。(『硃批奏摺』水利類河工、三十四箱、乾隆二十七年五月二十九日、直隸總督方觀承奏摺)。乾隆十七

- 年の漕汴河歳修停止以前、この清河道庫の營田工本銀は正定府各州縣の行鹽商人に發され、月一分の利息を歳修の費用にあてていた。〔硃批奏摺〕水利類河工、二十六箱、乾隆十七年十二月初八日、直隸總督方觀承奏摺。
- (27) 中國第一歴史檔案館藏「工科題本」水利工程、編號四五八、乾隆元年六月十二日、議政大臣武英殿大學士兼吏部尚書兼管工部尚書事務邁柱等題本。
- (28) 〔硃批奏摺〕水利類河工、四十九箱、乾隆三十七年二月初十日、裘曰修奏摺により提議され、翌日の上諭で裁可。〔高宗實錄〕卷九〇二、乾隆三十七年二月丙子。この日乾隆帝は大新莊行宮に駐蹕)
- (29) ここで支給される票については、清末民初のものであるが、東大東文研所藏「永定河河工錢聯票」がそれに近いものとして想定される。
- (30) 朱玲玲「明清時期漕汴河的變遷」『中國歷史地理論叢』總一〇輯、一九八九。
- (31) 民國『青縣志』卷之四、輿地志、古蹟篇、「子牙河故道」に詳細な考證がある。
- (32) 註(30)前掲、朱玲玲論文、一一二頁。
- (33) 光緒『大城縣志』卷一、輿地。
- (34) 光緒『順天府志』河渠志十一、河工七。
- (35) 『康熙起居注』康熙三十九年二月辛未。
- (36) 『聖祖實錄』卷一九七、康熙三十九年二月壬申。
- (37) 同上。
- (38) 註(18)前掲の蔡新「畿南河渠通論」、民國『青縣志』卷之四、輿地志、古蹟篇。光緒『大城縣志』卷十二、藝文志、奏疏、李光地「報河工完竣疏」。
- (39) 註(1)前掲拙稿、參照。
- (40) 『聖祖實錄』卷一九五、康熙三十八年九月戊申。
- (41) 木下鐵矢「清朝考證學とその時代」(創文社、一九九六)一五四頁、參照。
- (42) 註(18)前掲、蔡新「畿南河渠通論」。
- (43) 註(2)前掲拙稿、註(3)前掲森田A論文、參照。
- (44) 『畿輔水利四案』初案、雍正三年十二月、怡親王等會奏。
- (45) 『培遠堂偶存稿』文徽卷五、「子牙河修防事宜」。陳弘謀が乾隆三年～五年に天津河道の職にあつたときのもの。
- (46) 『畿輔河防備考』河道、子牙河。
- (47) 『畿輔水利四案』初案。
- (48) 『畿輔水利四案』二案。
- (49) 同上。
- (50) 註(9)前掲、顧琮奏摺。閻・留二莊から支河を作る構想は、註(45)前掲、陳弘謀「子牙河修防事宜」に述べられている。構想の發案は陳弘謀による可能性が高い。
- (51) 註(1)前掲拙稿參照。
- (52) 『高宗實錄』卷一八一、乾隆七年十二月。
- (53) 拙稿「方觀承とその時代——乾隆期における一知識人官僚の生涯——」『東洋文化研究』七號、二〇〇五。
- (54) 『宮中檔乾隆朝奏摺』第四輯、八一四頁、乾隆十八年三月十六日、直隸總督方觀承奏摺。
- (55) 『宮中檔乾隆朝奏摺』第七輯、四二二頁、乾隆十九年正

- 月二十一日、直隸總督方觀承奏摺。
- (56) 『硃批奏摺』水利類河工、二十三箱、乾隆二十四年八月二十五日、直隸總督方觀承奏摺。
- (57) 『硃批奏摺』水利類河工、二十四箱、乾隆二十四年九月二十四日、直隸總督方觀承奏摺。なお、乾隆三十四年に至り、再度東鹿縣の北を通り、深州を經由して衡水縣焦旺口において滏陽河と合流する乾隆二十四年以前の舊道に河道が移動する。(『硃批奏摺』水利類河工、四十一箱、乾隆三十四年四月十八日、直隸總督楊廷璋奏摺)
- (58) 『硃批奏摺』水利類河工二十八箱、乾隆二十五年四月初三日、直隸總督方觀承奏摺。
- (59) 『畿輔河道備考』卷四子牙河、修治。
- (60) 『硃批奏摺』水利類河工二十三箱、乾隆二十四年七月初十日、直隸總督方觀承奏摺。
- (61) 『畿輔水利四案』四案。
- (62) 『宮中檔乾隆朝奏摺』第十六輯、六九〇頁、乾隆二十八年正月二十六日、直隸總督方觀承奏摺。
- (63) 『宮中檔乾隆朝奏摺』第二十輯、四三七頁、乾隆二十九年正月三十日、直隸總督方觀承奏摺。
- (64) 『宮中檔乾隆朝奏摺』第二十輯、七〇五頁、乾隆二十九年三月初二日、直隸總督方觀承奏摺。
- (65) 『乾隆朝上諭檔』乾隆三十二年三月初一日。千里長隄については、註(3)前掲森田B論文参照。灘里および格淀隄の名は、同論文一〇七頁の地圖参照。
- (66) 『硃批奏摺』水利類河工、四十箱、乾隆三十二年四月十日四日、直隸總督方觀承奏摺。
- (67) 『硃批奏摺』水利類河工、三十九箱、乾隆三十二年三月十八日、直隸總督方觀承奏摺。
- (68) たとえば、乾隆五年、直隸總督孫嘉淦の永定河故道策が失敗であるのが明らかになってきたころ、直隸河道總督顧琮は、「孫嘉淦が勘河の議論を定めるにあたり、…臣と意見が合わないにもかかわらず、臣の會稿を待たず、列衛して具奏した」と孫嘉淦の獨斷を非難し責任轉嫁しようとしている。もともと乾隆帝は「汝には全く定見が無く、實に一無用の物である」と看破している。『高宗實錄』卷一三三、乾隆五年十二月。
- (69) ただし後述のように、個々の直隸總督との政治的力關係において、天津の長蘆鹽政が直隸省行政のアクターとして浮上してくるケースがある。
- (70) この時期の社會思想の基盤として想定される儒教的政治思想である。村田雄二郎「王朝・國家・社會」『社會と國家』東大出版會、一九九四、六五頁、參照。
- (71) 『硃批奏摺』水利類河工、四十二箱、乾隆三十四年七月二十日、高誠奏摺。
- (72) 『乾隆朝上諭檔』、乾隆三十四年七月二十日、上諭。
- (73) 『硃批奏摺』水利類河工、四十二箱、乾隆三十四年七月二十三日、直隸總督楊廷璋奏摺。
- (74) 李湖は知縣クラスの時に「用人に明るい」方觀承に見いだされ、のちに累進して湖南等の巡撫に至った。註(53)前掲拙稿、八二頁。

- (75) 『硃批奏摺』水利類河工、四十二箱、乾隆三十四年八月初一日、直隸總督楊廷璋奏摺。
- (76) 『硃批奏摺』水利類河工、四十二箱、乾隆三十四年八月初六日、直隸總督楊廷璋奏摺。
- (77) 『硃批奏摺』水利類河工、四十二箱、乾隆三十四年九月初九日、高誠奏摺。
- (78) 註(2)前掲拙稿、において明らかにしたように、明末や清代道光期以降においては、華北自給論の名の下に華北の再開発や水利事業の政策提案がなされたが、その目指すところは南北の経済循環が機能しないために生じた江南の過剰な負擔の軽減であり、多くは江南出身官僚から提議された。
- (79) さらに實例を挙げれば、乾隆二十七年六月方觀承は天津一帯の洪水対策として、漕運船の餘米を沿途で賣ることを提案し、裁可された。『硃批奏摺』水利類河工、三十四箱、乾隆二十七年六月二十二日、直隸總督方觀承奏摺。なお森正夫氏は、清代の郷神の存在様態の背後にある、莫大な社會資本の投下という清朝の政策基調を指摘しているが、本稿で明らかにしたことと照應している。森正夫「明代の郷神——士大夫と地域社會との關連についての覺書——」(『森正夫明清史論集』第三卷、汲古書院、二〇〇六、所收)。
- (80) 康熙前半までのいわゆる「康熙不況」からの脱却は、永定河治水や子牙河治水等の清朝による「公共事業」の展開による貨幣投下と連動しているのかもしれない。岸本美緒
- 『清代中國の物價と經濟變動』第七章「康熙年間の穀賤について」(研文出版、一九九七) 參照。
- (81) 方觀承による乾隆十八年施行の「畿輔義倉」は民間による自治的な維持管理を前提としていたが、乾隆三十年代にはほぼその機能は停止していた。註(53)拙稿參照。
- (82) 小田則子「清朝と民間宗教結社——嘉慶帝の「邪教說」を中心として」『東方學』八十八、一九九四、に述べられる黃育榎の事例等參照。
- (83) 沈聯芳撰『邦畿水利集說』(嘉慶八年閏二月序刊)には、「聖祖・世宗年間の淀にあつては、深廣未墾の地がはなはだ多かつた。故に當日の王河督新命や怡親王は「興利」を調査實行することが大半であつたが、乾隆二十八―九年間、制府方恪敏(方觀承)の時は、「除害」と「興利」が參半であつた。今はただ「除害」を求めるのみである」とある。光緒『順天府志』河渠志十一、河工七、には道光七年の紀事として、「年久失修之隄」を縣レベルで修築していることを述べる。註(3)前掲森田B論文に見える、文安縣旗地がらみの紛争の顯在化に對應したのは知縣であつた。また註(4)前掲、山本進論文は清末の状況下、直隸省の治水政策が彌縫的なものにとどまらざるを得なかつた状況を分析している。
- (84) 乾隆十五年の方觀承の永定河河道移動提案に關して、乾隆帝は効果を訊ねた。方觀承はその時「二十年のうちは無事保てるでしょう」と答えたが、その後はどうか、との乾隆帝の問いには答えることができなかつた。「御製詩四

集』卷五十九、「懷舊詩」。地域は異なるが、寧波における水災の数が、明らかに減少しているのは、一七五一年から一八〇〇年の間、つまり乾隆期である。この時期に王朝のインフラ維持が效力を持っていた傍證となるであろう。岡元司「南宋期浙東海港都市の停滞と森林環境」『史學研

究』二二〇、一九九八。

(85) 天津史に關する成果として、天津地域史研究會編『天津史』東方書店、一九九九、を擧げておく。第一章に前近代の天津の位置について若干の言及がある。

## FLOOD CONTROL POLICY IN ZHILI, FOCUSING ON FLOOD CONTROL OF THE ZIYA DURING THE EARLY QIANLONG ERA

Tō Takehiko

The Ziya 子牙河 is one of the five major rivers of Zhili. The Ziya flows on from the convergence of the Hutuo 滹沱河, which rises in Shanxi, and the Fuyang 滏陽河, whose source is in Guangpingfu in Zhili. The river then flows north to Tianjin, where it enters the Gulf of Bohai.

The Ziya was an unreliable waterway due to silting, and it was characterized by the serious damage caused by frequent flooding and overflowing of its banks. On the other hand, the river functioned as a transport route for the saltworks of Changlu and for rice and grains. From the Ming to the early Qing there had been no flood control of the Ziya, but the following the 30th year of Kangxi era, the Qing government instituted a flood control policy. The most important goals of the policy were to find solutions for the dual problems of agricultural production and housing and transport of materials without causing a conflict between them.

When viewing flood control of the Ziya in terms of the transformation of the policy over the long term, the changes in policy can be organized along the following lines. The first period is that of the formation of the system, when in the Kangxi era the central government systematically constructed a series of dikes; the second period is from the time of Yongcheng to the early Qianlong when the framework for the largely bureaucratic control of the system was completed; and the third is the early Qianlong period when the system operated smoothly for the most part (although minor adjustments were made). Due to smooth functioning of economic circulation between north and south that sustained the Chinese empire, there was no question of a self-sufficient northern China as appeared at the end of the Ming and Qing when circulation broke down. The policy proceeded instead in a form designed to deal with the various problems that actually arose in Zhili.

Flood control of the Ziya was carried out extremely effectively during the term (1749-1768) of Fang Guangcheng 方觀承 as governor-general of Zhili during the later half of the early Qianlong period. It was operated promptly and efficiently even in times of disaster. As a result, dikes played an effective role as social capital in the region around the Ziya, and land suited for cultivation or housing

increased and a growing population was successfully absorbed. In addition, flood control of the Ziya and construction of waterworks functioned to sustain employment. What made these measures possible were the thriving economy of the time and the direct influence of the despotic dynasty that exercised relatively powerful influence on individual components of society, thereby creating a stable society.

In this political process, the cooperation in the form of intimate personal relations between the emperor and the governor-general of Zhili left no room for the involvement of other political actors. The decision making process of Fang Guangcheng as governor-general of Zhili became vital, and it is clear that role of the Board of Works in particular decreased in relation to others in the central decision making process on the policy. Moreover, after Qianlong 30 one finds that the Salt Commissioner centered at Tianjin and the profit-seeking salt traders who supported it emerged as active players in the administration of flood control. These expansions of the power of governor-general and increase of the relative influence of regional interest groups can be judged to be the initial stages of the division of power and its transfer to local regions, which continued until the end of the Qing.

## A CONSIDERATION OF THE *MDA' DPON*: A MILITARY POST IN THE GOVERNMENT OF THE DALAI LAMA

KATAGIRI Hiromichi

It is well known that the Tibetan aristocracy operated the government of the Dalai Lama, which lasted from the 17th century to the first half of the 20th century. However, the Tibetan administration, including the post of *mda' dpon*, which is addressed in this study, has been dealt with in general studies of the Tibetan history, but there has been next to no basic research devoted solely to this office. The goal of this study is to make up for deficiencies in the study of the bureaucracy of the government of the Dalai Lama. As a result of the fact that I decided to limit my focus to the post of military commander known as *mda' dpon*, I have been able to clarify the following points.

The first fact, which had not been elucidated in previous studies, is that the *mda' dpon* had been established shortly after the launch of the government of the Dalai Lama. At the initial stage of the *mda' dpon*, the existence of only one '*or pa* can be confirmed, but with the sDe-pa Nor-bu incident, which Fifth Delai Lama